

令和8年度 保育安全計画

小島保育園

保護者の皆様

各施設では、「事故予防に備えるため」「災害・緊急時等に必要な対応をとることができるため」に、日頃から、各種訓練や点検を計画に沿って行っています。
今年度より、保護者の皆様にも「点検の内容や方法」などについて記載している本書(保育安全計画)について、子ども家庭庁の指導の下、共有することになりましたので、お知らせ致します。皆様もご承知おき下さい。

1. 保育安全計画の策定

当園では「保育安全計画」を策定しております。保育安全計画は、毎年度策定するものです。ただ、あくまでも「計画」ですので、項目の追加、削除、変更もあります。
保育園での安全確保のために行うものですので、全職員で協力しながら進めています。

2. 園内の防災設備

防災設備	・自動火災報知機	有	・屋外避難階段	無
	・ガス漏れ報知器	有	・消火器具	有（5か所）
	・非常警報装置	有	・防犯カメラ	有（5か所）

※ AED 設置 なし （ 設置検討中 ）

3. 緊急時(災害時等)の対応（連絡先）

緊急時の連絡先等の必要事項について、以下に記載し、保護者にお知らせしております。
（重要事項説明書にも同内容を記載しています）

【緊急時の避難場所】 小島中学校

【緊急時の連絡先】 小島保育園携帯 070-7622-5855

【緊急時の対応や情報共有の方法】

園からの一斉メール送信で全保護者に送信いたします。また各種お便りもメールにて配信いたしますので随時確認をお願いいたします。

4. 安全点検の内容

(1) 施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先など)の安全点検

月	4月	5月	6月
重点点検箇所	・園周辺・園庭 ・園内安全確認 ・固定遊具の点検	・散歩コース ・非常食の確認	・土砂災害警戒地域の把握 ・園内安全確認
月	7月	8月	9月
重点点検箇所	・園庭の環境確認 (日よけ対策) ・足洗い場の環境整備 ・熱中症対策	・園周辺・園庭 (台風時の安全確認) ・熱中症対策	・園内安全確認 ・保護者の連絡確認
月	10月	11月	12月
重点点検箇所	・散歩コース確認 ・園庭遊具の確認・点検	・散歩コース確認 ・園周辺確認	・室内の環境整備 ・火災時の確認
月	1月	2月	3月
重点点検箇所	・園内安全確認 ・地震時の対応・確認	・不審者侵入時の 安全確認(対応等)	・散歩コース確認 ・園舎内外の安全確認及び 園周辺確認

(2) マニュアルの策定・共有

当園では、行政に定められた必要なマニュアルを作成しており、必要な際に見直しを行っております。未満児クラス前に掲示しております

例) 「重大事故防止マニュアル(午睡、食事、水遊び、保健衛生等)」

「災害時マニュアル(119 番対応、不審者対応等)」

5. 訓練・研修

(1) 訓練のテーマ、取組

	【毎月 1 回】	【年に 1 回以上】	【年に 1 回】
避難訓練等	火災訓練	・地震訓練 ・不審者訓練	消防署立会避難訓練

※ 外部より、非常通報装置の点検実施(年 2 回 4 月、10 月)

※ 外部より、火災報知器点検(定期的に実施)

(2) その他の訓練

訓練内容	参加予定者
通報訓練	※ 火災訓練の際に、通報訓練も行う 通報は事務室の峰健太郎が行うが不在の時もあるので 全職員の周知し、園長がその時の担当者を決める

(3) 職員への研修・講習

4～6月	7～9月
・園から配信するメールの受信確認 ・園の携帯番号の共有(緊急時共有) ・園外保育時の安全確認 (交通ルール／園外保育に持参する物等の確認) ・「保育安全計画」の周知 ・災害時(大雨等)の対応	・水難事故予防及び救急救命講習 ・台風時の対応の共有 ・緊急連絡先の確認
10～12月	1～3月
・園外保育時の安全確認(再) (交通ルール／園外保育に持参する物等の確認) ・雪の時の対応の共有	・登園降園時のルールの確認(安全面) ・何かあった時の避難先の確認 (西山台小学校)

6. 児童・保護者に対する主な安全指導事項等

(1) 児童への安全指導(保育園の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)

4～6月	7～9月
・部屋の中・廊下は、歩きましょう。 ・道路の歩き方、横断歩道の渡り方 ・登園時の駐車の方法、安全確認 ・保育園に来る時、帰る時、必ず保護者と手を繋ぎましょう(飛び出し危険)。	・水分補給をこまめに行いましょう。 (遊んでいる途中でも、お茶を飲みましょう) ・水遊びのルール 熱中症警戒アラート時は中止 ・花火などの火気の使用について話す ・海水浴等で目を離さない
10～12月	1～3月
・部屋の中は、歩きましょう。 ・園庭のルールの確認 ・道路の歩き方、横断歩道の渡り方 (特に年長児は、就学に向けて) ・火遊びをしない(火事をおこさないために)	・道路の歩き方、横断歩道の渡り方 ・地震の時のルール ・感染症の対応 (流行している感染症を知らせ感染拡大を防ぐ)

(2) 保護者への説明・共有

4～6月	7～9月
・一斉メールの受診確認・既読ボタンを押す ・園の携帯番号の共有(緊急時共有) ・園の門扉を出てからの安全確認 (車・バイク・不審者からの危険から子どもを守る)	・水難事故予防及び救急救命講習 ・台風時の対応の共有 ・緊急連絡先の確認 (変更がある場合は速やかに園に報告する)
10～12月	1～3月
・園外保育・行楽時の安全への配慮 ・災害時の引き渡し方法の共有 ・感染症対策の共有 ・雪の時の対応の共有	・雪の時の対応の共有 ・園の門扉を出てからの安全確認(再確認) ・感染症対策の確認

7. 再発防止策の徹底・安全確保に向けた取り組み

- ・現在、特に大きな事故発生は無し(何か起きた時は、早期に情報共有・対応を行う)
- ・日常での職員間(又は、保護者や地域の方に教えていただいた内容)の速やかな情報共有を、常に心がける。